

第3章 建築物の耐震化の促進に向けた取り組み方針

3-1. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた方針

(1) 町民意向調査

第2章の推計結果から、令和8年度（2026年度）までに住宅の耐震化率を95%にするためには、1,314戸以上の耐震化が必要です。また、多数の者が利用する建築物（特定建築物）については、15棟の耐震化を図る必要があります。

本町では、建築物の耐震化に関する町民意識を把握するため、令和3年8月～9月にアンケート調査を実施し、課題の抽出を行いました。

① アンケート調査の概要

実施期間	令和3年8月31日～令和3年9月17日
対象	昭和56年5月以前の住宅にお住まいの方
配布数	1,000通
配布方法	郵送
回収方法	同封の返信用封筒により郵送
回収数	394通（回収率39.4%）

② アンケート集計結果と分析

◎ 回答者の属性

- ◆回答者は、80代以上の年齢層が37.8%と最も多く、70代、60代と続き、60代以上が90%を占めています。
- ◆市街地区域に住んでいる人は91.1%、市街地区域外に住んでいる人は8.9%となっています。

◎ 回答者の住宅の現状

- ◆木造住宅が93.6%を占め、鉄骨・鉄筋コンクリート等が4.1%となっています。
- ◆住宅面積は30坪未満が39.4%、30～45坪が30%、45～60坪が8.1%となっています。
- ◆階数は90.5%が2階建、平屋（1階建て）は9.0%です。
- ◆同居人数は「2人」が55.5%、「1人」が23.0%、「3人」が13.3%となっています。

◎ 回答者の大きな地震の発生に対する意識

- ◆回答者の87.4%は、大きな地震が発生するかもしれないという意識を持っています。前回は77.4%であったことから、大きな地震に対する危機意識は高まっていると考えられます。
- ◆回答者の75.2%は、地震を身近なものと感じていることがわかりました。
- ◆大きな地震が起こった場合、「構造」に不安を感じている人は全体の48.8%となっており、住宅の耐震診断の必要性が高まっていると考えられます。また、自分でできる地震対策の中では、特に「家具の転倒対策」について、不安を感じている人が多いことがわかりました。

◎ 回答者の耐震診断に対する意識

- ◆回答者のうち耐震診断を知らなかった人は全体で約9割(87.6%)となっており、前回計画策定時よりも増加しています。また、知っていたという人は、主にニュース等による情報や、新聞・広告といった紙媒体によって情報を得ていることがわかりました。
- ◆耐震診断を受けてみたいと考えている回答者は約4割(42.7%)で、受けたいと思わない回答者(31.9%)よりも多くなっています。
- ◆耐震診断を受けたいと回答した人のうち、75.3%の人が住まいの安全性を確認したいと思っており、前回計画策定時よりも増加しています。
- ◆耐震診断を「今後受けたい」と回答した人は、「受けたいとは思わない」と回答した人に比べ、より地震を身近に感じていることがわかりました。
- ◆耐震診断の費用は、無料から5万円以下を望む方が最も多くなっています(57.7%)。
- ◆耐震診断を受ける際に重要視する項目については、「診断する人が専門的な知識をもっているか」で71.4%、「悪徳商法などの危険性がなく、信頼できるか」で71.8%の人が重要視すると回答しており、耐震診断をする「専門家への信頼性」を金銭面の問題(65.1%)よりも重要視することがわかりました。
- ◆耐震診断により危険と診断された場合、耐震改修工事を行うという回答は21.3%にとどまっています。また、特に対策しないという回答は50.6%となっています。

◎ 回答者の耐震改修に対する意識

- ◆耐震改修工事の補助金事業の認知度は、約1割(13.2%)と低いことがわかりました。
- ◆補助金事業については、約7割(73%)の人が活用したいと回答しています。
- ◆補助金事業の活用の際して、金額を上げてほしいと回答した人は78.4%であり、見直しが必要であると考えられます。
- ◆耐震改修工事の実際の費用負担は、50万円以下であれば行いたいと回答した人は63%であり、前回計画時よりも増加しています。
- ◆耐震改修工事との一体的な実施については、リフォームと一緒に検討したいと回答した人は59.2%、バリアフリー化と一緒に検討したいと回答した人は25.4%であることがわかりました。一方で、「改修工事はしない」と回答した人は9.9%いることがわかりました。

◎ 回答者の公的支援に対する耐震化意識の変化と要望

- ◆「美幌町揺れやすさマップ」の認知度は1割程度となっています。特に、50代以下の認知度は非常に低い状況です。
- ◆補助金制度や情報発信、講演会の開催といった、各種支援制度に対しては、50代が最も期待度が高い結果となっています。
- ◆耐震診断・改修に関わる情報提供は、十分という回答は1割程度、不十分とした回答が4割程度となっており、認知度の低さに繋がっているものと考えられます。
- ◆補助制度以外の公的支援としては、「耐震診断、耐震補強工事・費用の事例紹介」「自分でできる耐震診断の方法の紹介」「ホームページ、広報、ポスター等による情報発信」が多くなっています。

◆その他の意見等

- ・これからは一人暮らしの方が増えてくるので、今まで通りに地域で暮らせる耐震型の「ケアハウス型共同住宅」を建設してはどうでしょうか。孤立や孤独死等も防げ、助け合い楽しく暮らせる環境づくりができればと思います。
- ・子ども達と相談して考えたいと思います。
- ・高齢から障害者の生活状況に対する御配慮をお願いします。
- ・耐震診断によって危険を確認し耐震改修工事の必要性を認識しても、年金暮らしだと取り進めることが難しい現状です。
- ・アンケートの実施のみに留まることなく、調査結果による施策の展開をお願いします。

③ アンケート調査のまとめ

- ・回答者の9割が60代以上であり、旧耐震建築物所有者の高齢化が進んでいます。
- ・耐震診断の実施においては、「専門家の信頼性」が特に重要となります。
- ・耐震診断を「今後受けてみたい」と回答した人のほうが、地震を身近に感じる傾向があります。そのため、地震に対する危機感を高めたり、地震に対する知識を深めたりすることが耐震診断の実施意欲向上につながると考えられます。
- ・「揺れやすさマップ」「耐震診断」「補助金制度」の認知度はいずれも1割程度でありその中でも特に若年層（50代以下）の認知度は非常に低いものとなっています。一方で、施策に対する期待度は比較的高く、耐震診断・改修に対する意欲の高さがうかがえます。
- ・公的支援では、金銭面の補助に加え、事例紹介や紙媒体の情報提供、自分でできる耐震診断の方法の紹介などが強く求められています。
- ・どの設問も「どちらともいえない（わからない）」という回答が非常に多く、耐震診断や改修に関する基本的な知識の不足が考えられます。今後は、情報提供の体制強化が求められます。

(2) 耐震化促進に向けた施策体系

町民意向調査の結果を参考に、本町では今後、住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の5つを施策の基本的方向とし、効果的・効率的な施策を展開します。

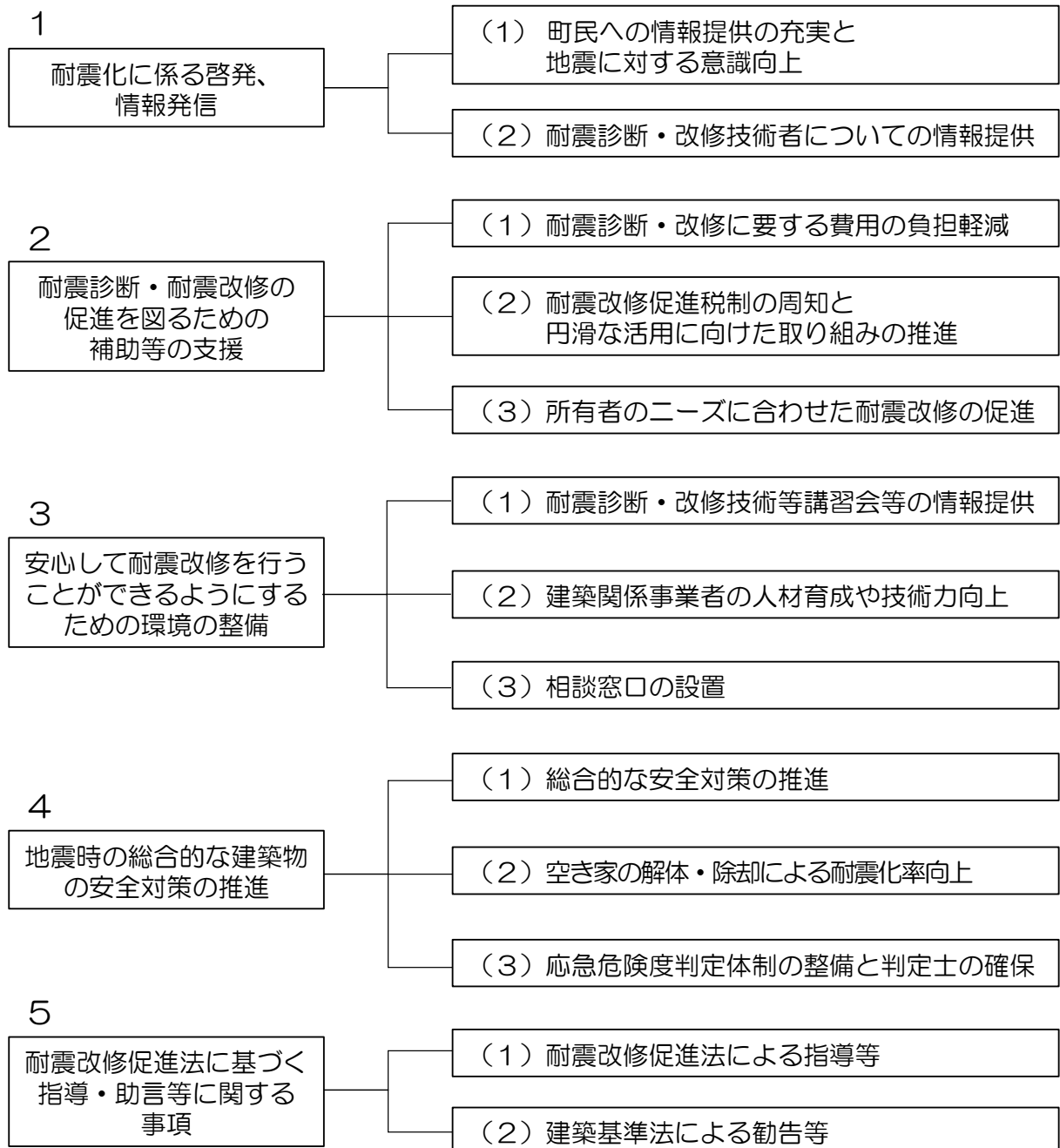


図3-1 耐震化促進に向けた施策体系

3-2. 耐震化推進に向けた各主体の役割

本町における住宅・建築物の耐震改修を強力に推進していくためには、住宅や建築物の所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて地方公共団体の役割のほか、所有者及び建築関連事業者の役割を定めます。

(1) 美幌町の役割

本町は、町民に最も身近な基礎自治体として町民の取り組みを支援するとともに、町民の安全・安心を確保するために、安心して耐震診断・改修が行える環境整備や地域の実情に応じた耐震化の推進に向けた啓発及び知識の普及などに努めます。

また、各施策を実施する際には、国や北海道の支援制度の有効活用等、住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策等について国や北海道と連携を図ります。

(2) 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会の中で構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題だけでなく、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとしします。

(3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとしします。

3-3. 地震時に通行を確保すべき道路の指定

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第1次から第3次までの緊急輸送道路が位置付けられた道路を、北海道耐震改修促進計画において法第5条第3項第3号に規定する道路に指定しています。

本町は、北海道が指定する「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」及び「地震時に通行を確保すべき道路」の沿道で、災害時における円滑な通行を阻害する建築物について、耐震化の促進を図るものとします。

また、地震時に通行を確保すべき道路に指定されない道路であっても、震災時に建築物の倒壊による道路閉塞が生じる恐れのある地域は、指定道路図及び指定道路調書を作成し、現況を把握することに努めます。

本町における「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」及び「地震時に通行を確保すべき道路」を表3-1、図3-2に示します。

表3-1 地震時に通行を確保すべき道路一覧

区分	路線の名称
特に重要な地震時に通行を確保すべき道路	国道39号線
	国道243号線
	国道334号線
	町道栄通、町道桜通（消防庁舎に至る道路）
地震時に通行を確保すべき道路	国道240号線
	国道334号線
	町道東二条通（役場庁舎に至る道路）

地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)路線図 (令和3年3月時点)



凡 例	
地震時に通行を確保すべき道路	
	特に重要な地震時に通行を確保すべき道路
	地震時に通行を確保すべき道路 (道指定)
避難所	
① ~ ⑱	指定避難所位置
A ~ C	福祉避難所位置

図3-2 地震時に通行を確保すべき道路位置図